

徳島県立神山森林公園ネーミング・ライツ制度パートナー企業募集要項

1 募集の目的

県有施設において、長期的に安定した経営基盤を確立し、県民に保健休養の場を提供するとともに、森林・林業に対する県民の理解の向上を図るため、ネーミング・ライツ制度（施設命名権の売却）のパートナーとなる企業を募集します。

2 募集の対象となる施設

徳島県立神山森林公園全体及び公園内の各施設

3 希望する契約期間及び金額

（１）期間 令和９年３月２０日から令和１４年３月１９日（５年間）

（２）金額 ５年間で１,５００万円以上（消費税・地方消費税は別途負担いただきます。）

4 ネーミング・ライツの内容

（１）徳島県立神山森林公園全体及び公園内の各施設に、企業名又は商品名（ブランド名）等の愛称を付けることができます。

（施設の正式名称の変更ではありません。）

（２）パートナー企業は、その所有する情報発信媒体において、ネーミング・ライツ制度への取組状況を紹介することができます。

掲載にあたっては、事前に林業振興課までご相談ください。

5 愛称の内容

（１）県有財産の公共性を損なうおそれがないもので、次の各号のいずれにも該当しないこととします。

ア 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反するもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

エ 政治性又は宗教性のあるもの

オ 個人の氏名を広告するもの

カ 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの

キ 誇大、虚偽、誤解等のおそれのあるもの

ク たばこに関するもの

ケ 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれのあるもの

コ その他、公共施設として適当でないと認められるもの

（２）愛称は、商標権等権利の侵害になることがないよう、十分調査をした上で提案してください。

（３）公園全体の愛称には、「神山（又はかみやま等）」が含まれるようにしてください。

（４）施設利用者の混乱をさけるため、原則として、契約期間中の名称変更はできません。

6 名称変更に伴う費用等

新設サインの設置及び期間満了後の原状回復等に要する費用については、別途パートナー企業の負担とします。また、工事については、パートナー企業が発注し、施工するものとします。

7 募集期間

令和8年7月21日（火）から令和8年8月20日（木）午後5時まで（必着）
（期間内に応募がない場合、募集期間を延長することがあります。）

8 応募資格

次の（１）から（３）の全ての要件を満たす企業または団体とします。

（１）徳島県広告事業実施要領に基づく、次に掲げる業種等に該当しないこと

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
で規制されるもの

イ 賭博・ギャンブル（宝くじに係るものを除く）に係るもの

ウ 法律に定めのない医療類似行為に係るもの

エ その他、県有資産を活用した広告を表示する業種等として、適当でないと認められるもの

（２）県内に活動拠点を持って事業を行っている企業であること

（３）法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反していないこと、また、県の指名停止措置を受けていないこと

（４）暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認めるに足りる相当の理由がないこと

9 申込方法

別紙申込書に必要事項を記入して、添付書類を添えて提出してください。

○添付書類

（１）登記事項証明書

（２）会社の概要及び過去3カ年の決算報告書

（３）地域振興や森林・林業等に対する支援の実績及び今後の計画（任意様式）

10 選定方法

県が設置する選定委員会において、名称、応募金額・期間等について、総合的に選考を行い、パートナー企業を選定します。

11 選定結果の通知

選定後、全ての応募者に文書により、通知します。

12 愛称使用開始時期

パートナー企業と協議の上、決定します。

13 問い合わせ、申込先

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県農林水産部林業振興課

森林利用担当 宛 担当 張西

TEL 088-621-2458 FAX 088-621-2861